

議案第12号

沖縄県埋蔵文化財事務処理規則の一部を改正する規則について

沖縄県埋蔵文化財事務処理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成17年7月20日

沖縄県教育委員会

沖縄県埋蔵文化財事務処理規則の一部を改正する規則

沖縄県埋蔵文化財事務処理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第63条の2」を「第105条」に、「第64条の2」を「第107条」に、「第99条」を「第184条」に改める。

第2条中「第63条の2第1項」を「第105条第1項」に改める。

第3条第1項中「第63条の2第1項」を「第105条第1項」に、「第64条の2第1項」を「第107条第1項」に改める。

第4条中「第63条の2第1項」を「第105条第1項」に、「第64条の2第1項」を「第107条第1項」に改める。

第5条中「第99条第1項第6号」を「第184条第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 月 日から施行する。

規則案の概要説明

教育庁文化課

- 1 制定の経緯及び必要性
文化財保護法の一部が改正（平成17年4月1日施行）され、条項に移動が生じたことに伴い、沖縄県埋蔵文化財事務処理規則で引用する同法の条項を改める。
- 2 案の概要
(1) 沖縄県埋蔵文化財事務処理規則で引用する文化財保護法の条項を改める。（第1～5条）
- 3 根拠法令
文化財保護法
- 4 関係各課との調整状況
特になし。
- 5 添付資料
(1) 新旧対照表
(2) 根拠法令等の参照条文

沖 縄 県 埋 蔵 文 化 財 事 務 処 理 規 則

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第105条、第107条及び第184条の規定に基づき、沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う埋蔵文化財に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保有)</p> <p>第2条 法第105条第1項の規定により所有権が県に帰属する埋蔵文化財のうち、学術上又は芸術上価値の高いものは、教育長が別に定めるところにより県が保有するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(評価員等)</p> <p>第3条 法第105条第1項及び第107条第1項に規定する埋蔵文化財の報償金に係る価格を決定しようとするときは、教育委員会は埋蔵文化財評価員の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(譲与等)</p> <p>第4条 出土文化財のうち県が保有したものの以外のもので、その発見者又は発見された土地の所有者が当該出土文化財に係る法第105条第1</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第63条の2、第64条の2及び第99条の規定に基づき、沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う埋蔵文化財に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(保有)</p> <p>第2条 法第63条の2第1項の規定により所有権が県に帰属する埋蔵文化財のうち、学術上又は芸術上価値の高いものは、教育長が別に定めるところにより県が保有するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(評価員等)</p> <p>第3条 法第63条の2第1項及び第64条の2第1項に規定する埋蔵文化財の報償金に係る価格を決定しようとするときは、教育委員会は埋蔵文化財評価員の意見を聴かなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(譲与等)</p> <p>第4条 出土文化財のうち県が保有したものの以外のもので、その発見者又は発見された土地の所有者が当該出土文化財に係る法第63条の2</p>

※ 対照箇所アンダーラインを引くこと。

沖 縄 県 埋 蔵 文 化 財 事 務 処 理 規 則

新	旧
<p>項の規定による報償金の支給又は法第107条第1項の規定による譲与を受ける権利を主張していないものは、その出土地を管轄する市町村、その他教育委員会が適当と認める団体に対し、当該文化財を譲与し、又は時価より低い対価で譲渡することができる。</p> <p>第5条 法第184条第1項第6号に規定する発掘調査等の指示、命令及び勧告等に関する必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附則 この規則は、平成12年4月1日から施行する。 この規則は、平成17年〇月〇日から施行する。</p>	<p>第1項の規定による報償金の支給又は法第64条の2第1項の規定による譲与を受ける権利を主張していないものは、その出土地を管轄する市町村、その他教育委員会が適当と認める団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価より低い対価で譲渡することができる。</p> <p>第5条 法第99条第1項第6号に規定する発掘調査等の指示、命令及び勧告等に関する必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附則 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p>

※ 対照箇所アンダーラインを引くこと。